

栗東市発達相談記録システム調達業務に係る公募型プロポーザル

実施要領

1. 目的

本要領は、栗東市発達相談記録システム調達業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

栗東市発達相談記録システム調達業務

(2) 業務内容

- ・ 本要領及び「栗東市発達相談記録システム調達業務 仕様書（以下、「仕様書」という。）」の通り。

(3) 予算額（見積限度額）

- ・ 導入に係る経費の見積額の上限は、1,222,870 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
なお、事業者を決定後に、60か月の長期継続契約による賃貸借契約を締結することを想定しているため、栗東市が別に選定するリース事業者との契約、または本市を含む三者間契約に应じること。
- ・ 運用及び保守に係る経費についても60か月で算定すること。見積額の上限は、1,452,000 円（月額 24,200 円）とする（いずれも消費税及び地方消費税を含む）。
- ・ この金額は、契約予定金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。

(4) 契約期間

導入期間 契約締結日から令和7年11月30日まで

運用保守期間 運用開始日から5年間（令和7年12月1日～令和12年11月30日）

3. 日程（案）

	項目	期日	備考
1	公募による募集開始	令和7年7月16日（水）	市ホームページに掲載
2	質問書提出期限	令和7年7月23日（水）	電子メールにて受付
3	質問書回答期限	令和7年7月30日（水）	市ホームページに掲載
4	参加意思表明書等提出期限	令和7年8月4日（月）	持参または郵送にて受付
5	参加資格審査の結果通知	令和7年8月6日（水）	郵送および電子メールにて通知
6	企画提案書等提出期限	令和7年8月18日（月）	持参または郵送にて受付
7	一次審査結果通知 （実施する場合）	令和7年8月20日（水）	郵送および電子メールにて 詳細を通知
8	企画提案のヒアリング実施日	令和7年8月26日（火）	郵送および電子メールにて通知
9	選定結果の通知	令和7年9月上旬予定	郵送にて通知 また市ホームページに掲載

※各書類等の提出期限は12時00分までとする。

※スケジュールは現時点での予定であり、変更となる場合がある。

4. 参加資格

(1) 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下①～⑦の要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者及び会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- ③ 栗東市建設工事等指名停止基準(平成元年2月1日公示第4号)第2条及び第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑤ 栗東市暴力団排除条例第6条により、次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められること。
 - (イ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
 - (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。
 - (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ⑥ ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の適合性評価制度の認証、又はプライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)の認定を受けており、定期的に更新されていること。
- ⑦ 過去5年以内に人口7万人以上の自治体において、稼働した実績がある提案システムを納品可能であること。

5. 質疑・回答

(1) 質問様式

質問書【様式第4号】により提出すること。

(2) 質問受付期間

令和7年7月23日(水)12時00分まで

(3) 提出方法

- ・ 質問書【様式第4号】に質問事項を記入し、電子メールで栗東市こども家庭局発達支援課宛に提出すること。
- ・ 提出の際、電子メールのタイトルは「【質問書提出】発達支援課相談記録システム調達業務について」とすること。
- ・ 電子メール送信後に、必ず電話による受信確認を行うこと。
- ・ 電話、FAX、又は口頭による質問には応じない。

(4) 提出先

栗東市こども家庭局発達支援課

電話番号 (077) 554-6152

メールアドレス hattatsu@city.ritto.lg.jp

(5) 回答方法

令和7年7月30日(水)に市ホームページに質問者名を伏せて掲載する。

ただし、質問内容が不明瞭なもの等、内容によっては回答しない場合がある。

6.参加申込・資格審査

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則(昭和46年規則第18号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

① 参加意思表明書【様式第1号】

② 導入実績表【様式第2号】

③ 事業者概要書【様式第3号】

(2) 提出期限

令和7年8月4日(月)12時00分まで

(3) 提出先

〒520-3015 栗東市安養寺190番地 栗東市総合福祉保健センター内
栗東市こども家庭局発達支援課

(4) 提出方法

- ・ 持参または郵送にて提出すること。持参する場合は、あらかじめ日時を連絡の上、来庁すること。
- ・ 郵送の場合は、郵送したことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。
- ・ 郵送事故等により申請書類が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

(5) 資格審査

- ・ 提出された参加意思表明書類を基に、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査を実施する。
- ・ 審査結果については、令和7年8月6日(水)を目途に、参加申し込みを行った全ての事業者に文書(郵送及び電子メール)にて通知する。
- ・ なお、参加資格がないと認められた者は、通知日から7日以内に、市に対して説明を求めることができる。

7.提案企画書等の作成方法及び提出方法

(1) 提出書類

次の書類を、7部(正本1部、副本6部 副本は複写機による写し可)ずつ提出すること。

① 導入経費見積書【様式第6号】

② 運用保守経費見積書【様式第7号】

③ 栗東市発達支援課相談記録システム企画提案書【任意様式】

④ 業務工程表(スケジュール表)【任意様式】

(2) 提出期限

令和7年8月18日(月)12時00分

(3) 提出先

〒520-3015 栗東市安養寺190番地 栗東市総合福祉保健センター内
栗東市こども家庭局発達支援課

(4) 提出方法

- ・ 持参または郵送にて提出すること。持参する場合は、あらかじめ日時を連絡の上、来庁すること。
- ・ 郵送の場合は、郵送したことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

- ・ 郵送事故等により申請書類が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。
- ・ 本要領及び仕様書に掲げる各事項を踏まえて作成すること。
- ・ 書類は分散しないように A4 ファイル等とじ込み、資料番号をインデックスで標本すること。

(5) 注意事項

- ・ 提出期限を過ぎたものは受理しない。
- ・ 提出されたすべての書類等は返却しない。
- ・ 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合は提案を無効とする。
- ・ 本プロポーザル参加にあたっては、競争を制限する目的で他の応募者と提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自で企画提案等を作成しなければならない。
- ・ 参加事業者は、受託候補者（優先交渉者）の選定前に、他の参加事業者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・ その他不正な行為があったと市が認めた場合は、失格とする。

8. 審査方法および受託候補者の選定

本要領および仕様書等に基づき提出された企画提案書類等の内容について、市職員で構成する本業務のプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行う。審査はヒアリング審査にて行い、審査の詳細は、別紙「栗東市発達支援課相談記録システム調達業務 審査要領」に定める通りとする。

(1) 審査会実施日

令和7年8月26日（火）午後

(2) 開催場所

栗東市総合福祉保健センター

(3) ヒアリング及び質疑応答の所要時間

20 分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明を行うこと。その後、15 分程度の質疑応答を行う。

(4) 参加人数等

ヒアリング会場への入室は、5 名以内とする。なお、主たる説明、質疑応答は原則主提案者が行うこと。

(5) 備品

ヒアリングで使用するパソコンやプロジェクター等の機器は、参加事業者が用意すること。ただし、投影用のスクリーンは栗東市で用意可能であるため、使用する場合は申し出ること。

(6) 資料

ヒアリングで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。

(7) 業務関係者の参加

ヒアリング審査には、審査委員会のメンバー以外の本業務関係者も参加する場合がある。ただし、業務関係者は提案内容の説明および質疑応答にのみ参加し、審査は審査委員会にて行う。

9. 審査結果

審査結果については、令和7年9月上旬に、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

10. 提出書類の取り扱い

- ・ 応募者が市へ提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）に基づく情報公開請求の対象となる。

- ・ 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負う。
- ・ 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、応募者側の責において許諾を得た上、掲載すること。
- ・ 提出書類については、追加、削除等は原則として認めない。
- ・ 提出書類は返却しない。ただし、本プロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

11. その他

- ・ 公募型プロポーザルは、受託候補者を選定するものであることから、具体的な事業実施については、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、本市との協議に基づいて実施すること。
- ・ 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。選定されなかったことによる損害も同様とする。
- ・ 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。
- ・ 応募者がなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
- ・ 提出書類、質問の作成は日本語で行うものとする。
- ・ この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

12. 担当部署及び問い合わせ先

〒520-3015 栗東市安養寺190番地 栗東市総合福祉保健センター内

栗東市こども家庭局発達支援課

電話番号 (077) 554-6152

FAX (077) 554-6153

メールアドレス hattatsu@city.ritto.lg.jp

担当者 梅景・松井・原口